

平成 26 年 12 月 12 日

各 位

本社所在地 大阪市中央区久太郎町三丁目 6 番 8 号
会社名 夢の街創造委員会株式会社
代表者 代表取締役社長 中村 利江
(コード番号：2484 東京証券取引所 JASDAQ 市場)
問合せ先 取締役 業務支援本部管掌
洲崎 由佳
TEL：03-6880-3852
URL：<http://www.yumenomachi.co.jp/>

「第三者委員会」の調査結果に関するお知らせ

平成 26 年 10 月 10 日付「当社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について」にてお知らせいたしました、当社取締役会において決議した株式会社薩摩恵比寿堂の発行済株式の全部を取得して子会社化することに関して発生したインサイダー取引事件に関し、「第三者委員会」を設置し、事実関係の調査および原因究明ならびに必要な再発防止の対策に関する指摘を依頼していましたが、本日、当委員会より調査報告書を受領いたしましたので、別紙にてお知らせいたします。

当社グループといたしましては、10 月 10 日以降、既に再発防止策の実施に着手しておりますが、当委員会からの調査報告書による指摘を厳粛に受け止め、引き続き是正に向けて取組んでまいり所存です。

本件に関しまして、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上

調 査 報 告 書

平成26年12月12日

夢の街創造委員会株式会社インサイダー取引再発防止第三者調査委員会

弁護士 小西 智志
弁護士 大塚 陽介
弁護士 辻 哲哉

夢の街創造委員会株式会社
取締役会 御中

夢の街創造委員会株式会社インサイダー取引再発防止第三者調査委員会は、以下のとおり「調査報告書」を提出いたします。

平成26年12月12日

夢の街創造委員会株式会社
インサイダー取引再発防止第三者調査委員会

委員長 弁護士 小西 智志

委員 弁護士 大塚 陽介

委員 弁護士 辻 哲哉

1. 委員会設置とその目的

夢の街創造委員会株式会社インサイダー取引再発防止第三者調査委員会（以下「本委員会」という。）は、平成26年10月10日、証券取引等監視委員会が、夢の街創造委員会株式会社（以下「夢の街」という。）社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告（以下「課徴金納付命令の勧告」という。）を行ったことを受けて、同勧告にかかる夢の街株式を巡るインサイダー取引事件（以下「本事件」という。）の原因究明と必要な再発防止の対策を取りまとめることを目的として、同社代表取締役中村利江（以下「中村氏」という。）の要請により、前記勧告の発表後速やかに設置された。本委員会は、夢の街代表取締役の要請に基づき設置されたものであるが、本調査は同社及び同社代表取締役の意思から完全に独立して行われている。

2. 課徴金納付命令の勧告の内容等

証券取引等監視委員会は、平成26年10月10日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。勧告の内容等は、以下のとおりである。

夢の街創造委員会株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

平成26年10月10日 証券取引等監視委員会

(1) 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、夢の街創造委員会株式会社社員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、下記のとおり法令違反の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

(2) 法令違反の事実関係

課徴金納付命令対象者は、夢の街創造委員会株式会社（以下「夢の街創造委員会」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、夢の街創造委員会の業務執行を決定する機関が、株式会社薩摩恵比寿堂の発行済株式の全部を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年5月17日より前の同年4月19日から同年5月16日までの間、自己の計算において、夢の街創造委員会株式合計8600株を買付価額合計471万9500円で買い付けたものである。

課徴金納付命令対象者が行った上記の行為は、金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められる。

(3)課徴金の額の計算

上記の違法行為に対し、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、256万円である。計算方法の詳細については、以下のとおり。

○課徴金の額の計算方法について

金融商品取引法第175条第1項に基づき、課徴金の額は、
(重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数)
－ (買付価格) × (買付株数)
となる。

したがって、重要事実の公表後2週間における夢の街創造委員会の最も高い株価は、847円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。

(847円×8,600株)－買付価額4,719,500円(注)
=2,564,700円

⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、256万円

(注)買付価額は、

「515円×700株+516円×1,400株+518円×1,700株+561円×200株+562円×600株+563円×900株+565円×1,900株+572円×200株+612円×1,000株」の額である。

3. 課徴金納付命令の決定の内容等

金融庁は、課徴金納付命令の勧告を受け、平成26年10月14日に審判手続開始の決定(平成26年度(判)第24号金融商品取引法違反審判事件)を行い、被審人(課徴金納付命令対象者)から課徴金に係る金融商品取引法(以下「金商法」という。)第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書の提出があり、またこれを受けた審判官から金商法第185条の6の規定に基づき課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出された、として、平成26年11月7日、課徴金納付命令の決定(以下「課徴金納付命令の決定」という。)を行った。課徴金納付命令の決定の内容等は以下のとおりである。

夢の街創造委員会株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について

平成26年11月7日 金融庁

(1)決定の内容

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- ①納付すべき課徴金の額金256万円
- ②納付期限平成27年1月7日

(2) 課徴金に係る金商法第178条第1項第16号に掲げる事実

被審人Aは、平成25年4月19日、夢の街創造委員会（株）（以下「夢の街創造委員会」という。）の社員Bから、同人がその職務に関し知った、夢の街創造委員会の業務執行を決定する機関が、（株）薩摩恵比寿堂の発行済株式の全部を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、当該重要事実の公表がされた平成25年5月17日より前の同年4月19日から同年5月16日までの間、C証券株式会社を介し、自己の計算において、夢の街創造委員会株式合計8,600株を買付価額合計471万9,500円で買い付けたものである。

(3) 課徴金の計算の基礎

①金商法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$(847円 \times 8,600株) - (515円 \times 700株 + 516円 \times 1,400株 + 518円 \times 1,700株 + 561円 \times 200株 + 562円 \times 600株 + 563円 \times 900株 + 565円 \times 1,900株 + 572円 \times 200株 + 612円 \times 1,000株) = 2,564,700円$

②金商法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、2,560,000円となる。

4. 本委員会による調査内容

本委員会は、発足後、以下のとおりの調査を実施した。

- ①平成26年10月20日 証券取引等監視委員会による調査対象者からの事情聴取
- ②平成26年11月12日 前記調査対象者に対する同人が過去に接触した夢の街株主の確認
- ③平成26年11月13日 ①②の結果、課徴金納付命令対象者・被審人と思料された者からの事情聴取
- ④平成26年11月18日 夢の街代表取締役中村氏からの事情聴取

5. 本委員会による調査の結果

(1) 本事件の事実関係

金融庁が、課徴金納付命令の決定において認めた「課徴金に係る金商法第178条第1項第16号に掲げる事実」（以下「本件事実」という。）は前記のとおりであるが、本委員会は、前記各調査の結果、本事件について以下のとおりの事実関係を認めた。

【本事件の事実関係】

本件事実において社員Bとされる者は、平成25年4月から5月当時、夢の街とのアドバイザー業務委託契約に基づき、その顧問の地位にあった夢の街の創業メンバーの一人（以下「顧問B」という。）であり、正確には夢の街の社員（従業員）ではないが、同顧問としての職務を遂行するに当たり、夢の街代表取締役中村氏から経営方針等の相談を受ける中で、また、顧問の地位に基づき経営会議や取締役会等にオブザーバーとして出席する中で、平成25年4月頃、「夢の街の業務執行を決定する機関が、株式会社薩摩恵比寿堂の発行済株式の全部を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実」（以下「本件重要事実」という。）を覚知した。当時の夢の街の大株主は、夢の街が株式会社薩摩恵比寿堂を子会社化することに反対し、平成25年4月頃、夢の街に対し、夢の街が同子会社化を執行する場合には、その所有する夢の街の株式を売却する意向を示していた。平成25年4月頃、前記のとおり本件重要事実を覚知し、夢の街が同子会社化を執行することを知ると共に、夢の街の大株主の前記意向についても認識した顧問Bは、同大株主が売却することとなる株式の買手を探し求めるようになった。そうした中で、顧問Bは、自らの人脈を用いて被審人Aに接触し、本件重要事実が、金商法166条第1項に規定された重要事実であることを知りながら、同人に対し、敢えて本件重要事実を伝達すると共に、夢の街株式の取得を勧誘した。同伝達及び勧誘の結果、被審人Aにより、本件事実にかかる内部者取引が行われた。顧問Bは、平成26年6月6日付にて顧問を辞任している。

なお、本件事実により、顧問Bが被審人Aその他の者から何らかの経済的利益を受けたかは不明である。

(2) 本事件の事実関係の認定の補足説明

本委員会は、以下のとおりの調査・検討の結果、前記「(1)本事件の事実関係」記載の事実を認めたものである。

① 課徴金納付命令の決定にかかる「課徴金に係る金商法第178条第1項第16号に掲げる事実」（以下「本件事実」という。）の存否

被審人から金商法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書の提出がなされていること、株主名簿に見られる株式数の変動が、本件事実と矛盾しないことから、本件事実の存在を認めた。

② 本件事実の「社員B」（顧問B）の特定

⑦当該人物が証券取引等監視委員会から調査を受けていたことが夢の街にとっても顕著であること、①前記4. ①④の事情聴取の結果、顧問Bが、平成25年4月19日時点において、本件重要事実を知っていたことが認められること、⑦当該人物自身が、前記4. ①の事情聴取において、平成25年4月頃に、本件重要事実を知り、それを第三者に伝達したことを認めていることなどから当該人物を本件事実の社員Bと

認めた。

③ 本件事実の「被審人A」の特定

⑦前記4. ①の事情聴取の結果、顧問Bが、平成25年4月ころ、当該人物に会い、本件重要事実を伝達すると共に夢の街株式の取得を勧誘した旨供述し、同供述に不審な点はなく信用できること、④当該人物自身も証券取引等監視委員会の調査を受けた旨供述していること、⑤株主名簿から確認される当該人物の持ち株数の変動が本件事実と矛盾しないことから、当該人物を被審人Aと認めた。

なお、前記4. ③の当該人物の事情聴取において、同人は、証券取引等監視委員会の調査を受けたことは認めるものの、自己が被審人Aであることは認めなかった。しかし、その供述内容は、極めて曖昧な上、夢の街株式取得の時期・目的等に自己矛盾をはらむものであり、到底信用できるものではなく、前記認定を左右しない。

6. 本事件発生の原因の分析と評価

(1) 原因分析の視点

前記本事件の事実関係によれば、本事件は、夢の街創業メンバーの一人であり、本事件当時夢の街顧問の地位にあり、夢の街会社関係者であった顧問B（正確には「社員（従業員）」ではないことは前述のとおりである。）が、本件重要事実が金商法第166条第1項に規定された重要事実であることを十分に認識しながら第三者に伝達すると共に、夢の街株式取得を勧誘することによって、同第三者である被審人Aによって行われた内部者取引の事案であり、顧問B及び被審人Aの属人的要因が強く作用して引き起こされた事件であるといえる。一方で、顧問Bが夢の街代表取締役からの経営方針の相談及び経営会議又は取締役会へのオブザーバーとしての出席などにより本件重要事実を覚知し、それを漫然漏洩したことからすれば、夢の街に組織的な問題が存在することも疑われるところである。

以下、本事件の原因について、属人的要因及び組織的要因に分けて検討する。

(2) 属人的要因

本件は、前記のとおり、当時夢の街顧問の地位にあった夢の街創業メンバーの一人である顧問Bが、本件重要事実及び大株主による持ち株の売却の事実を知り、第三者に対し本件重要事実を伝達すると共に大株主の売却する株式の取得を持ちかけることにより、当該第三者である被審人Aにより惹起されたものである。

本件事実によって顧問Bが経済的利益を享受したのか否かは不明であり、顧問Bによる本件重要事実の伝達及び夢の街株式取得の勧誘の目的は判然としないものの、顧問Bは、後述するとおり、創業メンバーの一人としての経験と人脈という属人的要因を買われて顧問の地位に就き、本件重要事実が、金商法第166条第1項に規定された「重要事実」であることを認識しながら、敢えて同事実を第三者に伝達すると共に、夢の

街株式取得の勧誘までした。顧問Bは、第三者が本件重要事実の公開前に夢の街の株の売買を行えば、それが金商法により規制される内部者取引となることを明確に認識しながら、属人的要因によって就いた地位に基づき知った重要事実を故意に第三者に伝達して株式取得の勧誘まで行ったものといえ、その結果被審人Aが内部者取引に及んだ。そうすると、本事件は、顧問Bが夢の街創業メンバーの一人であったこと並びに顧問B及び被審人Aの遵法精神の欠如という、属人的要因を主要原因とする事件であったと評価できる。

(3) 組織的要因

ア 顧問の地位及び役割の不明確性

顧問なるものの地位は、夢の街とのアドバイザー業務委託契約に基づくものであったが、同契約上顧問たる顧問Bに委託された業務は、夢の街の事業の営業、アドバイス及びサポート業務という包括的業務であり、同人は夢の街創業メンバーとしての経験及び人脈を買われ、同地位に就き、夢の街の企業価値の向上に資する柔軟かつ広範な活動を期待されていた。しかし、そのような特質から、顧問の地位及び役割は、夢の街役職員一般にとっては一義的に明らかにすることが困難な存在であり、顧問の地位にある者を出席させるべき会議や知らせるべき情報を峻別することが困難であった。

イ インサイダー取引防止管理規定の不明確性

夢の街においては、本事件当時においてもインサイダー取引防止管理規定が存在し運用がなされていたが、本事件当時の夢の街のインサイダー取引防止管理規定には、顧問が同規定の適用を受けることが明記されておらず、曖昧な表現となっていた。

ウ 検討

顧問Bは、前記ア記載の顧問としての地位及び役割を有していたところ、同地位に基づき、夢の街代表取締役中村氏から経営方針等に関する相談を受け、経営会議及び取締役会にオブザーバーとして出席する中で本件重要事実を覚知し、インサイダー取引防止管理規定が制定・運用されているにもかかわらず、本事件を惹起したものである。前記のとおり、本事件の主たる原因は顧問B及び被審人Aの規範意識の欠如等の属人的要因にある。しかし、顧問Bが、本件重要事実を知った背景には、前記アの夢の街役職員にとって顧問の地位及び役割が不明確で、顧問を出席させるべき会議や知らせるべき情報の峻別が困難であったことがあり、また当時の夢の街のインサイダー取引防止管理規定が、顧問の存在を明確には想定していなかったことが認められ、夢の街の、顧問による重要事実の伝達の未然防止策は不十分であったと指摘せざるを得ず、夢の街経営陣はこの点反省しなければならない。

本事件当時、夢の街において、顧問の地位・役割を明確化して役職員一般に周知

し、同地位にある者を出席させるべき会議、取得させるべき情報を峻別すると共に、顧問へのインサイダー取引管理規定の適用の有無を明確化することなどは行われておらず、顧問の地位にある者への重要事実の伝達及び同人からの重要事実の漏洩を未然に防止する対策は不十分であった。このような未然防止策が不十分であったという組織的要因が本事件発生に寄与したことは否定できない。

7. 再発防止策についての提言

本委員会は、夢の街においては、平成26年11月12日現在、以下のとおりの再発防止策を実施中であるとの報告を受けた。

I	インサイダー取引防止管理規程の改定 役職員の定義への顧問および相談役の追加、自社株売買に関する事後の結果報告の義務付け、罰則の追加等、規程を改定済み
II	インサイダー取引防止管理体制および運用の徹底 ① 自社株売買許可申請書提出者に関する結果報告書の提出有無のチェック ② 株主名簿による役職員保有株式数の変動有無のチェック ③ 自社株売買許可申請書および結果報告書提出者と②の比較 ④ 事前許可および事後報告のない役職員に対する指導
III	内部者通報制度の認知度向上 全体会議において内部者通報制度の仕組みと対応フロー、窓口に関する情報を共有
IV	役職員へのインサイダー取引防止に関する研修実施 ① □ 全役職員を対象にインサイダー取引防止に関する研修を実施中 ② 研修時にミニテストを実施し、理解度を確認 ③ 役員および新規事業グループ、経営企画グループ、管理グループのメンバーを対象にインサイダー取引防止の詳細に関する研修を実施予定 ④ 経営企画グループ、管理グループ、内部監査室、薩摩恵比寿堂管理部のメンバーによる東証主催のインサイダー取引防止に関するセミナー受講
V	役職員に対するコンプライアンス意識向上策の実施 月1回の頻度で内部監査室からコンプライアンスメールマガジンを発信中

本委員会としても、これらがインサイダー取引の再発防止に向けて有為なものであることは否定するものではなく、前向きに検討・実施すべきであると思料する。しかし、前記のとおり、本事件は、夢の街の組織的原因の寄与も皆無とはいえないものの、顧問B及び被審人Aの属人的要因を主原因とする事件であり、そうすると、夢の街のインサイダー取引防止管理規定の有効性・実効性が抑止力となる類型の事件ではなかったと評価せざるを得ない。以上の評価を踏まえ、さらに実施すべき再発防止策につ

いて提言する。

(1) 情報管理体制の構築

インサイダー取引を防止するためには、会社内に存在する自社ないし他社の未公表の重要事実について、職務上必要な者にのみアクセスを許し、その余の者からのアクセスを許さないことが重要である。そうすることにより、遵法意識を欠いた会社関係者に無用にインサイダー取引の機会を与えること、また遵法意識のある会社関係者をインサイダー取引の誘惑に無用に曝すこともなくなり、インサイダー取引事案発生の可能性を下げることができる。

そして、職務上必要な者にのみ重要情報へのアクセスを許し、その余の者からのアクセスを許さないためには、重要情報へのアクセス権限を適切に与奪し、重要情報の伝播範囲を把握し得る情報管理体制を構築することが必要である。

情報管理体制の構築のあり方は多様であるが、以下、いくつかの具体的施策を提言する。なお、情報管理体制の確立には、不断の努力が必要であり、施策も以下の提言にとどまるものではない。

ア 重要情報の峻別とアクセス権限有無の明確化

他の情報から、アクセス制限を設けるべき重要情報を明確に峻別し、あらゆる会社関係者について同情報へのアクセス権限の有無を明確化する。

イ 会社関係者の地位・権限の明確化

顧問・アドバイザー・コンサルタント等その名称を問わず、また雇用・業務委託・出向・派遣等その法律関係を問わず、会社関係者の地位・権限（重要情報へのアクセス権限を含む）をもれなく明確化する。

ウ ITコントロールの整備

前記ア及びイにより明らかにしたアクセス権限等をID、パスワード等の適切な管理・更新等によりITシステムに適切に反映させ、ITシステムによる重要情報への許されないアクセス、重要情報の漏洩を防止する。

エ 社内打合せ・会議、ロッカー等の施錠及び印刷書類の管理の明確化

社内打合せ・会議での会議室使用、ロッカーの施錠及び印刷書類不要時の即時寸断処分などを義務化する。

オ 人事マネジメント

経営人自らが情報管理体制の確立・遵守が経営上の重要課題であることを繰り返し明確にすると共に、役職員のインサイダー取引防止に関する研修の結果の人事評価への反映、情報管理体制遵守が不十分であることがマイナスの人事評価につながることを明確化する。

カ 内部通報制度の周知徹底

内部通報制度につき、その仕組み、対応フロー及び窓口情報を役職員に共有する

のみならず、通報者の匿名性の確保、通報者の不利益取り扱いがないことの明確化及び周知徹底し、またそれを実現できる体制を確立する。

キ 誓約書の提出義務化

役員及び管理職従業員に、インサイダー取引防止管理規定及び情報管理規定等を遵守する旨、同誓約に反した場合には、役職からの降格、懲戒処分及び損害賠償請求に異議無く応じる旨の誓約書を年1回から2回程度の頻度で提出させ、継続的に遵法精神の涵養を図る。

ク 前記各事項の分かりやすく参照容易なルール化（情報管理規定の整備）

前記各事項を明確化・義務化したとしても、それが役職員等に理解されず社内に浸透・定着しなければ真の再発防止策たり得ない。分かりやすく参照容易なルールを策定し、それを社内に浸透させることが期待される。

(2) 顧問Bについて

前記のとおり、顧問Bは、平成26年6月6日付にて、顧問を辞任しており、現在、同人と夢の街との間に委託・委任その他の一切の法律関係は存在しない。

本事件における重要事実にかかる情報の伝達は、顧問Bが、情報の伝達先である第三者が同重要事実の公開前に夢の街の株の売買を行えば、それが金商法により規制される内部者取引となることを明確に認識しながら故意に行ったものであった。顧問Bの遵法精神が十分でないこと、インサイダー取引が万人にとって誘惑的であることを考えるとき、顧問Bが金商法166条第1項に規定される重要事実である具体的事実を知ることが、インサイダー取引の行われる蓋然性が著しく高まることを意味すると考えられる。そうすると、今一度、夢の街内外に対し、現在、顧問Bは当社と何らの法律関係を有するものではないこと、同人は、夢の街創業メンバーではあるものの、そのことは、何ら、夢の街の有する重要事実をはじめとする内部情報へのアクセスを許す理由とはならないことを周知徹底し、顧問Bの創業メンバーの一人であるという属人的要因による重要事実等の内部情報の取得の防止を継続して図ることが、再発防止に向けて有効な施策であると思料する。

以上